

法人参入型農業団地形成モデル事業公募要領

第1 総則

法人参入型農業団地形成モデル事業（以下「本事業」という）に係る公募について、法人参入型農業団地形成モデル事業実施要領（以下「実施要領」という。）、法人参入型農業団地形成モデル事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「公募要領」という。）に定めるところとする。

第2 事業実施主体

市町村

第3 応募要件

- (1) 事業申請時点で、農業団地の形成に向けて、水田又は農地法（昭和27年法律第229号）第32条一項一号に準ずる遊休農地を含む概ね10ha程度の農地集約に意欲的な市町村であること。ただし、10haに満たない面積であっても、知事が認める場合はこの限りではない。
- (2) 成果目標を設定し、指標の十分な向上に資するよう配慮し、そのための検証結果が反映されるプロセスを盛り込むとともに、事業終了後も取組が継続される工夫がなされていること。

第4 目標年度

事業実施年度とする。

第5 申請書類の提出方法等

事業実施主体は、1に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）及びそのデータを、茨城県農業経営課就農・農業参入支援室あて提出するものとする。

1 提出書類

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（法人参入型農業団地形成モデル事業実施要領 様式第1号）
- (3) 添付資料
 - ・事業地域の農地面積、地権者数が分かる資料
 - ・取組項目ごとの事業費が分かる資料
 - ・事業地区全体がわかる地図又は航空画像

2 提出期間

令和5年10月20日（金）～令和5年10月30日（月）午後5時（必着）

3 問合せ及び提出先

茨城県農林水産部 農業経営課 就農・農業参入支援室

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL:029-301-3844 FAX:029-301-3879

メール： sannyu@pref.ibaraki.lg.jp

4 申請書類の提出にあたっての留意事項

- (1) 提出期間内に到着しなかった申請書類については、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合には、審査対象とならないので、公募要領・実施要領及び交付要項を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- (2) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。

第6 申請の採択

1 審査の方法

県は、応募主体から提出された申請書類について、実施要領第4に定める採択要件への適合性及び実施計画の妥当性を、次に定める法人参入型農業団地形成モデル事業公募に係る審査項目により審査し、2者以内を採択するものとする。

審査項目

- (1) 対象地域の農地の大きさ、形状等 (20 ポイント)
- (2) 農地の現状 (水田・遊休農地等) (20 ポイント)
- (3) 事業推進体制 (20 ポイント)
- (4) 事業実施計画の実現性 (40 ポイント)

2 審査結果の通知

県は、審査終了後速やかに、応募主体に対して様式第2号により通知するものとする。

様式第1号（第5の1関係）

番 号
年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村長名

法人参入型農業団地形成モデル事業応募申請書の提出について

法人参入型農業団地形成モデル事業公募要領に基づき、関係書類を添えて、応募申請書を提出します。

市町村長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

法人参入型農業団地形成モデル事業公募に係る採択（不採択）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、法人参入型農業団地形成モデル事業について、法人参入型農業団地形成モデル事業公募要領第6に基づき、下記のとおり採択（不採択）とすることに決定したので通知いたします。

記

事業実施主体	補助金採択額